

医療保険 訪問看護利用料金表（非課税）

(2026. 6. 1～)

■基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。健康保険証・高齢受給者証・健康手帳をご提示ください。利用料については次のように区分されます。

訪問回数/負担割合		利用料 (10割)	※基本療養費	管理療養費	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
月の初日		13,260 円	5,550 円	7,710 円	1,330 円	2,650 円	3,980 円
2日目以降 単一建物居住利用 者が20人未満	週3日まで	8,560 円	5,550 円	3,010 円	860 円	1,710 円	2,570 円
	週4日以降(看護)	9,560 円	6,550 円	3,010 円	960 円	1,910 円	2,870 円
	週4日以降(リハビリ)	8,560 円	5,550 円	3,010 円	860 円	1,710 円	2,570 円
同日2回目		4,500 円	—	—	450 円	900 円	1,350 円
同日3回目		8,000 円	—	—	800 円	1,600 円	2,400 円

※准看護師が訪問をした場合、基本療養費は5,550円→5,050円、6,550円→6,050円となります。

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		1,050 円	—	—	110 円	210 円	320 円
訪問看護物価対応料1	月の初日	60 円	—	—	10 円	10 円	20 円
	2日目以降	20 円	—	—	10 円	10 円	10 円

■基本利用料以外（加算）

		利用料 (10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護情報提供療養費1・2・3 〔※1〕		1,500 円	150 円	300 円	450 円
24時間対応体制加算 口		6,520 円	650 円	1,300 円	1,960 円
特別管理加算(Ⅱ)		2,500 円	250 円	500 円	750 円
特別管理加算(Ⅰ)		5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
退院時共同指導加算		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院時支援指導加算		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	(長時間)	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護医療DX情報活用加算		50 円	10 円	10 円	20 円
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
長時間訪問看護加算		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
訪問看護医療情報連携加算		1,000 円	100 円	200 円	300 円
訪問看護遠隔診療補助料		2,650 円	270 円	530 円	800 円
緊急訪問看護加算	イ(月14日目まで)	2,650 円	270 円	530 円	800 円
	ロ(月15日以降)	2,000 円	200 円	400 円	600 円
早朝・夜間訪問加算(6-8・18-22) 同一建物内1人又は2人		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算(22-6) 同一建物内1人又は2人		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
乳幼児加算(6歳未満)	1	1,400 円	140 円	280 円	420 円
	2 〔※2〕	1,800 円	180 円	360 円	540 円
複数名 訪問看護加算 同一建物内1人又は2人	① 2人目が看護師の場合 週1回まで	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	② 2人目が准看護師の場合 週1回まで	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
	③ 2人目が看護補助者の場合 週3回まで	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	④ ③かつ厚生労働大臣が定める場合	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	1日2回の訪問の場合	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	1日3回以上の訪問の場合	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
ターミナルケア療養費1 〔※3〕		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
ターミナルケア療養費2 〔※4〕		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

※1 訪問看護情報提供療養費

- 1…市町村等へご利用者の情報を提供する場合(月1回まで)
- 2…学校等へご利用者の情報を提供する場合(月1回まで)
- 3…保険医療機関への入院・入所時に、ご利用者の情報を提供する場合(月1回まで)

※2 乳幼児加算に係る厚生労働大臣が定める者

※3 ターミナルケア療養費1…特別養護老人ホーム等でターミナルケアに係る加算を請求していない場合

※4 ターミナルケア療養費2…特別養護老人ホーム等でターミナルケアに係る加算を請求している場合

※サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願い致します

連絡先：03-5972-1195

訪問看護リハビリステーションはなえみ駒込